

## 後見制度と医療機関の関わり② ～診断書等の作成を依頼されたら～

後見制度と医療機関の関わりについて、第2回目となる今回は、患者さんのご家族などから、後見制度利用のための診断書の作成を依頼された場合の対応について見ていきたいと思います。

作成をお願いされるのは、経験上、精神科や脳神経外科などの診療科をお持ちの病院の先生方と、高齢者のご自宅や施設に対する訪問診療を行っており認知症等の患者さんの普段の状態を把握されている先生方が多いように思います。

実は、2019年4月から、後見制度の開始申立てに当たって家庭裁判所に提出する診断書等の書式が変更になりました。今回の書式改訂は、単なる形式的なものではなく、提出を要する書類が追加されるなど重要な改訂となっております。以下、新しい書式を前提にQ&A形式で説明していきたいと思います。

### Q 1 どのような書類の作成を求められるのですか

A 1 後見制度の開始申立ての際に提出する書類の中でご家族等から作成を依頼される可能性があるのは、(1) 診断書、(2) 本人情報シート、(3) 診断書附票です。

このうち、ご担当の医師の先生方において作成をいただくものは、(1) 診断書と(3) 診断書附票という書類となります。

(2) 本人情報シートは、2019年4月の書式改訂によって導入された書類で、医師が診断書を作成する前提として、患者さんに普段関わっている福祉関係者によって作成いただくものです。病院の内部で患者さんに関わっている福祉職が作成することもあるでしょうし、病院外部の施設職員などが作成することもあるでしょう。

### Q 2 診断書はどのように書けばよいのですか

A 2 診断書の記載することになっている事項としては、氏名・住所などの本人特定事項から始まり、医学的診断、判断能力についての意見、判定の根拠と続いていきます。

判断能力についての意見やその判定根拠の記載については、悩まれる場合もあるかもしれませんが、書式の改訂によって従前よりも多少わかりやすくなった部分といえます。判断能力についての意見としては、医学的判断を前提に、「支援を受けても契約等の意味を理解し、判断することができない」方なのか（後見相当）、「支援を受けなければ、契約等の意味を理解し、判断することができない」方なのか（保佐相当）、「支援を受けなければ、契約等の意味を理解し、判断することが難しい場合がある」方なのか（補助相当）にチェックを入れます。判定の根拠としては、見当識の障害の有無、他人との意思疎通の障害の有無、理解力・判断力の障害の有無、記憶力の障害の有無、その他、という観点から判定の具体的根拠を記載していく形になります。

なお、今回の書式改訂によって、担当の医師の先生が診断書を作成する時点では、その前段階として後述の「本人情報シート」が既に福祉職の方によって作成されていて、これを参照しながら診断書を作成することができることが原則になりましたので、これまでよりも判断がしやすい状況になったと言えます。

### Q 3 かかりつけではない方から診断書の作成を依頼されました

A 3 このような場合でも診断書を作成いただいても問題ありません。ただし、おおむね1ヵ月程度の期間診察を続けた上で作成することができるかどうかをご検討ください。より専門的な検査が必要な場合など自身で作成が難しい時は、専門医療機関の受診を勧めてください。

### Q 4 本人情報シートとはどのようなものですか

A 4 上記のとおり、今回の書式改訂で新たに導入された書類で、患者さんに普段関与している福祉関係者の方、具体的には、介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等、患者さんの支援に関わっている方による作成が想定されています。

内容としては、介護認定や福祉支援区分など福祉に関する認定の有無等に始まり、患者さんの日常・社会生活での身体機能・生活機能や認知機能、社会生活上支障となる精神・行動障害、社会地域との交流頻度などをチェック方式で記載していくことになります。

病院で作成を依頼された場合には、内部の相談員などが支援に関わっており記載できる場合には病院内で作成できますが、外部の施設などで支援を受けている方などについては、状況を把握されている外部の方に依頼することになります。

なお、この書類は絶対に必要な書類とまでは位置づけられていませんので、通院の他に特に福祉的な支援を受けていない患者さんなど、作成ができる方がいない患者さんの場合には、作成せずに申立てをすることも可能です。ただ、医師の診断書作成の基礎資料の一つにもなる書類ですので、診断書作成を担当する医師の先生の便宜の観点からも、作成できる患者さんについては可能な限り作成すべきでしょう。

**Q 5 診断書附票とはどのようなものですか**

A 5 多くの場合には、申立ての際に提出した診断書と本人情報シートによって、裁判所は後見等の開始決定ができるかどうかの判断が可能です。しかし、場合によってはより詳しい鑑定を行わなくては判断ができないこともあります。

そのような場合の鑑定手続にご協力いただけるかどうかについて、診断書を作成いただいた医師の方に事前にご意見をうかがうための書類が、診断書附票です。

決して高くはない報酬（5万円程度）で鑑定をお引き受けいただくことが原則になりますので、ご担当の医師の先生方にはご負担となってしまうのですが、患者さんの利益のために是非ご協力いただければ幸いです。

**Q 6 作成した文書が患者や親族、その他第三者に開示されることはありますか**

A 6 作成いただいた文書は、第一次的には裁判所が後見等開始の決定を出すかどうかの判断に使われます。

しかし、当事者から開示の申立てが裁判所にあった場合には、原則として開示されます。ここで、当事者というのは、申立人及び手続に参加した本人又は親族のことです。例外的に、当事者又は第三者の私生活又は業務の平穏を害する恐れがある場合や、当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害する恐れがある場合などに非開示となるだけです。例えば、診断書を閲覧した当事者が、病院に押し掛けることが予想される場合や、本人の病歴や犯罪歴が社会的に露呈されると本人の社会生活に支障を生じる場合などが挙げられます。

逆に第三者からの開示の申立てがあった場合には、原則として開示はされませんが、例外的に裁判所が相当と認めた場合に開示されます。

いずれにしろ、担当する裁判官以外の本人や親族の目に触れる可能性は十分にあるということになりますので、この観点から診断書や本人情報シートの表現の仕方などには配慮すべきと言えます。

なお、各種書類の書式や作成に当たっての詳しい手引きや記載例は、依頼をする患者さんの家族等から提供があることが一般的と思われますが、提供されない場合には、裁判所のサイトにも掲載されていますし、後見分野に詳しい弁護士にご相談いただく方法でもよいでしょう。